平成24年4月1日 規程第111号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人尾道市立大学固定資産管理規程(平成24年規程第1 10号)第12条第2項の規定に基づき公立大学法人尾道市立大学(以下「法人」とい う。)の固定資産の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付けできる固定資産の範囲)

- 第2条 法人は、尾道市立大学の教育研究活動その他法人の業務運営に支障がないと認め られる範囲内において、次に掲げるものに限り、貸付けを行うことができる。
 - (1) 固定資産のうち、土地、建物及び構築物
 - (2) 借受資産

(貸付期間)

- 第3条 貸し付けることができる期間は、原則として1年以内とする。ただし、1年を超える貸付けを行う方が法人にとって有利であると認められる場合その他特別な事由があると認められる場合は、この限りでない。
- 2 貸付けは、必要と認められる場合、更新することができる。 (貸付けの申請)
- 第4条 法人の土地、建物及び構築物(以下「土地建物等」という。)の一部の貸付けを受けようとする者(以下「借受人」という。)は、別記様式第1号による財産借受申請書を提出しなければならない。ただし、法人が締結した業務委託契約等の履行のため、業務委託業者等が必要な限度内で使用するときは、この限りでない。
- 2 前項の申請が認められるときは、法人は別記様式第2号により借受人に通知するものとする。

(貸付料)

- 第5条 貸付けに当たっては、借受人から土地建物貸付料(以下「貸付料」という。)を徴収する。
- 2 貸付料の額は、土地建物等の時価額及び近傍類似の賃料等を考慮して、その都度理事 長が定める。

(貸付料の減額及び免除)

- 第6条 貸付料は、次に掲げる場合においては、減額又は免除を行うことができる。
 - (1) 国又は地方公共団体その他の公共的団体において公共目的のため使用する場合
 - (2) 学生及び法人の職員等の福利厚生のための施設として使用する場合
 - (3) その他理事長が特に認める場合
- 2 貸付料の減額割合は2分の1とする。ただし、使用目的等に鑑み、必要と認められる場合は、理事長の定めるところにより、他の減額割合とすることができる。

(貸付料の納入)

第7条 借受人は、貸付開始日以前の法人が指定する期日までに、原則として、法人が指定する銀行口座に、貸付料全額を振込みにより納入しなければならない。ただし、理事長が特に認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第8条 既に納入された貸付料は、借受人自身の都合により使用を取り止めた場合及び借受人の責めに帰すべき事由により、法人が貸付けを取り消し、又は変更した場合には、返還しない。ただし、法人の都合により貸付けを取り消し、又は変更した場合その他特

別の理由がある場合は、貸付料の全部又は一部を返還する。

(光熱水費の負担)

第9条 借受人は、貸付けを受けた土地建物等の使用に附帯する電話、電気、ガス、水道等の経費を負担するものとする。

(貸付けの取消し)

第10条 借受人が所定の遵守事項に違反した場合は、法人は貸付けを取り消すことができる。

(損害賠償)

- 第11条 借受人は、貸し付けられた物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、 遅滞なく原状回復を行い、法人の検査を受けなければならない。当該滅失又はき損によ る貸し付けられた物件の損害額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、貸 し付けられた物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- 2 借受人が前項の原状回復の義務を履行せず、又はその履行が不完全なときは、法人がこれを施工し、その費用は借受人から徴収する。

(実地調査等)

第12条 資産管理者及び使用責任者は、貸し付けた物件について随時に実地調査し、又は借受人に所要の報告を求め、不適正な使用があると認められる場合は、借受人に指示することができる。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月26日規程第180号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(令和2年12月1日規程第290号)

この規程は、公布の日から施行する。

財産借受申請書

年 月 日

公立大学法人尾道市立大学 理事長 様

> 借 受 人 住所又は 所在地

> > 氏名又は名称 及び代表者氏名

次のとおり財産を借り受けたいので申請します。

借受を希望す る財産	所在明細
使用目的	
理由	
期間	年 月 日 年 月 日 時 分から 時 分まで

財産貸付承諾書

年 月 日

様

公立大学法人尾道市立大学 理事長

印

年 月 日付けで申請の財産の借受申請については次のとおり承諾します。

借受を希望す る財産		名称									
		所在									
		明細									
使		途									
期		噩		年		日分から		年	月時	日分まで	
貸	付	料	貸付料の額は				<u>円</u> とする。				
条		件									